

平成21年 5月20日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18520037

研究課題名（和文） 『大戴礼記』に残存する『曾子』十篇についての基礎的研究

研究課題名（英文） A preliminary investigation of the remaining *Zengzi* in *Dadailiji*

研究代表者

末永 高康 (SUENAGA TAKAYASU)

鹿児島大学・教育学部・准教授

研究者番号：30305106

研究成果の概要：

『内礼』等の戦国期の新出土資料の出現を受けて、『大戴礼記』中に残存する『曾子』十篇について資料的再検討を行い、曾子立事、本孝、立孝、事父母（首章）、制言上中下の各篇について、それが曾子その人の思想を再現する資料として比較的問題の少ない部分であることを示した。また、この部分を主たる資料として、曾子の孝思想の再現を行い、曾子と礼との関係についても再検討を加えた。さらに、『曾子』十篇の新たな訳注を作成し、伝世文献に残される曾子言についても新たな整理を行った。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2004年度			
2005年度			
2006年度	500,000	0	500,000
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,500,000	300,000	1,800,000

研究分野：中国哲学

科研費の分科・細目：哲学・中国哲学

キーワード：儒家思想、大戴礼記、曾子、内礼、孝、礼

## 1. 研究開始当初の背景

中国古代思想史を考察する上で重要な資料でありながら従来あまり研究されてこなかった一群の資料がある。両戴記（『礼記』と『大戴礼記』）に収められた諸篇である。その研究は中庸、大学、楽記、礼運といったいくつかの篇に集中し、他の篇については、それが思想史の資料として積極的に利用されることは少なかった。その主たる原因は、それら諸篇の成立年代が不明確だったことにある。従来、間接的な推論ながら、これらの資料の大半は漢初の成立であると推定さ

れ、戦国思想史の資料としては用いられないと考えられてきた。

ところが、郭店楚墓竹簡と上海博物館蔵戦国楚竹書の出現により、この状況に変化が訪れることになる。戦国時代の楚系統の文字で記されたこの新出土資料には、『緇衣』（『礼記』緇衣篇に相当）、『民之父母』（『礼記』孔子間居篇の前半部に相当）、『内礼』（『大戴礼記』曾子立孝篇等と重複）といった、両戴記の諸篇と重複する内容のものが見えており、これらの諸篇の成立を秦漢以後に押し下げていた従来の思想史研究は、その研究方法も

含めて見直されなければならない状況がここに生じてきたのである。

## 2. 研究の目的

これらの新出土資料の出現を踏まえて、新たな両戴記研究、さらには新たな中国古代思想史研究の再構築を行うことが、本研究の目指す最終的な目標であると言えるが、今次の申請においては、対象を『大戴礼記』曾子立事篇以下の十篇（以下、これを『曾子』十篇と呼ぶ）に限定し、これを戦国思想史の資料として活用する道を開き、従来の戦国儒家思想史の見直しを行うことを当面の目的とした。

## 3. 研究の方法

この目的を達成する上で必要となる基礎的な作業は次の三点である。

- ・『曾子』十篇の訳注作業。
- ・『内礼』等の新出土資料の読解および関連する研究の収集分析。
- ・他の伝世文献に残された曾子言の収集分析。

これらの作業を基礎として、新出土資料の知見を利用しつつ、『曾子』十篇の資料性について再検討を行い、この再検討をふまえて孝および礼思想を中心とする戦国儒家思想史の再検討を行うという手順を踏んだ。

## 4. 研究成果

(1) 『曾子』十篇の資料性については以下の結論を得た。

- ①曾子立事篇で「君子」を主題とした短章がならぶ部分については、曾子その人の言葉が比較的忠実に伝えられている可能性が高いこと。
- ②曾子立事篇の他の部分および、曾子本孝、曾子立孝、曾子制言上中下の各篇については、後人の手が加わっている可能性があるが、曾子その人の思想を再現する上で比較的問題の少ない部分であること。
- ③曾子事父母、曾子疾病、曾子大孝の各篇については、素材となった曾子言は曾子その人に由来する可能性が高いが、後人による加工の度合いが比較的大きく、曾子その人の思想を再現する上では注意を要するものであること、特に曾子大孝篇は後人の手が大きく加わっている可能性のあること。
- ④曾子天円篇は、現在われわれの手にする資料による限り、曾子その人との関係は稀薄であろうこと。

以上の結論は、『曾子』十篇を秦漢以後の作とする従来の見解と大きく異なるが、この見解の相違は新出土資料の知見の有無に依る。

『内礼』の出現は曾子立孝篇首章、曾子事父母篇首章に示されたような思想が戦国期に遡るものであることを確認するとともに、その文章については後人の加工の跡が少なからず見られることを証している。後人の手の加わっている可能性の有る部分はすべて偽作と見なすような強い「疑古」の方法論を採らないのであれば、この新資料の出現は、『曾子』十篇の少なくとも一部分は、曾子その人の思想を窺い得る資料として活用することが可能であることを示している。この新知見をもとにして、『論語』等に残された曾子言との比較や、曾子言の記録の形式の分析を中心にして得られたものが、上記の結論である。

(2) 『曾子』十篇の資料性についての上記の結論を踏まえて、曾子その人の思想を再現する上で比較的問題の少ないと考えられる、曾子立事、曾子本孝、曾子立孝の各篇と曾子事父母篇首章を主たる資料として曾子の孝思想を再構成し、以下の結論を得た。

- ①曾子の孝思想の根底には、人と人は「利（取り引き）」によって結び付いてはならず、必ず「忠（相手に対するまごころ）」によって結び付かなければならないという曾子の確信があること。
- ②「孝」は、この「忠」が親に対して向けられたものと理解され、「孝」を構成する要素である自己の身体の保全や、親に対する諫諍なども、「忠」の発露としてとらえられること。すなわち、親が過つのを座視するに忍びないとする心の発露として諫諍が、親を哀しませまいとする心の発露として身体保全がとらえられること。
- ③それゆえ、曾子の孝思想においては、表面的に互いに矛盾する行為がともに「孝」とされることがあること。たとえば、自己の身体保全と、戦場において自己の生命を顧みずに勇敢に戦うことがともに「孝」とされるのは、後者もまた親を辱めまいとする心の発露として理解されるからである。
- ④この親を辱めまいとする配慮、親が過たないようにする配慮において、前提とされている価値観は、この親子が置かれている社会の認める価値観であり、曾子の孝思想においては、この価値観を超えて何が善であるのかについての思索が見られないこと。

この内、①に関連して、この曾子の確信がより深いところでは、その人間観に由来することを明らかにした。近代における人間観が、まず自由な個人を前提とし、個人と個人が結び付いて人間関係を創り出していくとするものであるならば、曾子のそれは、逆に、まず人間関係を天与のものとしてとらえ、その

天与の人間関係が充足されることにより、個体としてのヒトは人間となると思考するものである。曾子において「忠」が重視されるのは、天与のあるべき人間関係の実現を促すものとして「忠」が、それを阻害するものとして「利」がとらえられているからである。

また、いわゆる「忠孝一致」が成立するのも、人間関係が個人に先立つとするこの思考による。親子という人間関係において天与のあるべき姿を実現することは、この思考の下では、自分が人間としてより十全であることを証明するに等しい。それ故に、孝子であることは、他の人間関係においても、その人が人間として十全にふるまうであろうことを保証するものとして理解されるのである。曾子思想および儒家思想において、孝が重視されるのは、この人間観と不可分である。

(3) 曾子と礼との関係について、従来の研究においては、曾子においては「微細な礼」は「さほど重視され」ないものとされていた。しかるに、『曾子』十篇においては、『礼記』曲礼篇や『儀礼』等の礼の細則を記した文献との重複が少なからず見えている。この重複を手掛かりにして、曾子と礼との関係について再検討を行い、以下の結論を得た。

① 田中利明「儀礼の「記」の問題」(『日本中国学会報』19、1967年)は『儀礼』の「記」を「直接的な記」と「間接的な記」とに分類するが、後者は更に「附則」と「心得」とに細分することができる。他方、『礼記』曲礼篇の内、個別の礼の規定を行う部分の記載は、『儀礼』の「心得」の部分の礼の規定と共通の性格を持つと言える。そして、『曾子』十篇の内、曾子の思想を比較的好く伝えられていると考えられる部分と礼文献との重複は、これら心得として礼を規定する部分との重複に限られている。

② 君子を主題とする曾子立事、曾子制言篇と、孝を主題とする曾子本孝、曾子立孝、曾子事父母篇はそれぞれ、君子たらんとする者の心得、孝子としての心得を説いたものであり、特に前者の心得は多く生のあり方全般にかかわるものとして説かれているが、時に、特定の場面に限定された形で説かれることがある。礼文献と重複するのは、このような部分に限られており、孝子としての心得の方がより場面の限定された形で語られる傾向が強いが故に、その重複は孝を主題とする諸篇においてより目立つことになる。

③ 礼文献に見える礼の規定と曾子言との時代的な前後関係は定めがたいが、たとえ前者が先行していたとしても、それが礼の規定であるが故に言及されたのではなく、それが曾子の考える君子や孝子の心得としてふさわしいが故に、曾子言の内に取り込まれたと考

えるべきである。

④ 心得としての礼の規定は、そのまま君子の心得として通用し得るにもかかわらず、曾子の語る君子の心得の大多数は礼文献と重複していない。ここには心得としての礼をそのまま君子の心得として語るの適切でないとする曾子の意識が反映されており、曾子が礼の遵守とは異なるレベルにおいて君子を追究していたことを示している。

⑤ ただし、このことは曾子において礼が重視されていないことを示すものではなく、従来の研究において、曾子が礼を重視しないとされていたのは、その資料を『論語』等に限定していたことに起因する。

(4) 『曾子』十篇について新たな訳注を完成させた。ここでは、訳注作業において得られた成果について、本文の復元に関するものと、本文の解釈に関するものをそれぞれ一点のみ記しておく。

① 孝子事父母篇の後半部について、武内義雄訳注は「兄之行若不中道」以下の36字と、「弟之行若不中道」以下の17字が入れ替わっているとし、また、「曾子曰夫禮大之由也不與小之自也」の15字を前後と文意が異なるとして、別に抜き出して一章とする。この処置は概ね正しいと考えられるが、これでは錯簡の経緯の復元が困難である。今かりに一簡あたりの字数が38字前後であったとして、現行本(ただし、「曾子曰」以下15字は武内訳注に従って独立させる)の文字を割り振ると、簡05以下は次のようになる。

05 道乎曾子曰有尊視之以爲己望也兄事之不遺其言兄之行若中道則兄事之兄之行若不中  
06 道則養之養之内不養於外則是越之也養之外不養於内則是疏之也是故君子内外養之也  
07 單居離問曰使弟有道乎曾子曰有嘉事不失時也弟之行若中道則正以使之弟之行若不中  
08 道則兄事之訕事兄之道若不可然后舍之矣  
09 飲食以齒力事不讓辱事不齒執觴觚杯豆而不  
09 醉和歌而不哀夫弟者不衡坐不苟越不干逆色趨翔周旋俛仰從命不見於顔色未成於弟也

これを次のように入れ替える。

05 道乎曾子曰有尊視之以爲己望也兄事之不遺其言兄之行若中道則兄事之兄之行若不中  
08 道則兄事之訕事兄之道若不可然后舍之矣  
09 飲食以齒力事不讓辱事不齒執觴觚杯豆而不  
09 醉和歌而不哀夫弟者不衡坐不苟越不干逆色趨翔周旋俛仰從命不見於顔色未成於弟也  
07 單居離問曰使弟有道乎曾子曰有嘉事不失時也弟之行若中道則正以使之弟之行若不中  
06 道則養之養之内不養於外則是越之也養之外不養於内則是疏之也是故君子内外養之也

このような形であれば、簡 09 までが、兄に事える弟について記したもの、以後が、弟を使う兄について記したものときれいに二分されることになる（ちなみに阮元は、「飲食以齒力」以下は「事兄之道」を補論したものであり、「使弟之道」を論じたものではないと言う。阮元はこの錯簡を想定していないから、「使弟之道」を論じた後に「事兄之道」を補論したと考えるが、「事兄之道」→「使弟之道」→「事兄之道」という今本の記述のしかたはむしろ錯簡の存在を強く示唆するものであろう）。おそらくは、これがこの部分の本来の形であり、今本は簡 08 と簡 06 の冒頭が同じ言葉で始まっているのに引かれて、これを誤って逆に接続した結果、文意から切り離すことのできない簡 08、09 がともに簡 07 の上に来てしまったものと考えられる。

②曾子立孝篇末章に見える「可人也、吾任其過。不可人也、吾辞其罪。…」について、戴震は両「人」字を「入」字の誤りとし、かつ、「可入」、「不可入」を入れ替える。王引之、王樹楠、戴禮、武内訳注もこれに従い、武内訳注はこの部分を「〔諫〕入るべからざれば吾れ其の過に任じ、〔諫〕入るべければ吾れ其の〔親を辱しむる〕罪を辞（まぬか）る。詩に「子七人あるも、母の心を慰むる莫し」と云へるは、子の〔過に任ずる〕辞（ことば）なり」と訓ずる。これでこの部分は通読可能となるが、この解釈においては、「其過」と「其罪」の「其」の指し示すものが異なることになり、近接する二つの「辞」を異なる義にとらなければならぬことになる。また「辞其罪」で「罪をまぬかれる」の義に取り得るかどうかについても疑問が残る。両「人」字が、「入」字の誤りであることは論を待たないが、それ以外はテキストを改めず、両「其」はともに親を指し、両「辞」はともに『礼記』表記「仁者之過、易辞也」鄭注「辞、猶解説也」の「辞」の義であるとして（ただし、前者は動詞、後者は名詞）、この部分を解する方が文義において順であろう。この方向で、この部分を解するならば、次のような訳が与えられることになる。「諫めを親が聞き入れた場合には、その結果に自分が責任を持ち、聞き入れない（で親が罪を得た）場合には、自分がその罪を弁解する（ことによって親の罪とはしない）と。『詩』（邶風・凱風）に「七人の子がいるが、母の心を慰められなかった（ので、母は去って他家へ嫁ごうとするのだ）」とあるのが、孝子が親の罪を弁解したものだ。」

なお、本研究においては、冊子体による報告書を作成しておらず、訳注の全体を公表す

るに至っていない。訳注の全体については、今後、何らかの形で公開していく予定である。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

- ①末永高康、曾子と礼、鹿児島大学教育学部研究紀要（人文・社会科学編）第 60 巻 pp.1-21、2009 年、査読無
- ②末永高康、曾子の孝説—『内礼』と『大戴礼記』曾子本孝、曾子立孝、曾子事父母篇をめぐって、鹿児島大学教育学部研究紀要（人文・社会科学編）第 59 巻、pp.1-32（のち、九州地区国立大学間の連携に係るリポトリ編集委員会の査読を経て、研究論文集—教育系・文系の九州地区国立大学間連携論文集 Vol.2 no.1 に掲載）、2008 年、査読有、  
<http://ir.kagoshima-u.ac.jp/handle/10232/7379>
- ③末永高康、『曾子』初探—『大戴礼記』曾子立事篇を中心にして、鹿児島大学教育学部研究紀要（人文・社会科学編）第 58 巻、pp.1-24、2007 年、査読無、  
<http://ir.kagoshima-u.ac.jp/handle/10232/4365>

〔学会発表〕（計 3 件）

- ①末永高康、曾子十篇考、古道照顔色—先秦兩漢古籍国際学術研討会、2009 年 1 月 18 日、香港中文大学
- ②末永高康、曾子の「孝」思想と現代、「中国倫理思想的当代研究」国際学術研討会、2008 年 11 月 14 日、台湾大学
- ③末永高康、曾子と礼、日本中国学会第 60 回大会、2008 年 10 月 12 日、京都大学

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

末永 高康 (SUENAGA TAKAYASU)  
鹿児島大学・教育学部・准教授  
研究者番号：30305106

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし